

## 五所川原市放課後児童健全育成事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本実施要領は、「五所川原市放課後児童健全育成事業」の受託候補者を企画提案競争（公募型プロポーザル）方式により選定するために必要な手続き等について定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

五所川原市放課後児童健全育成事業委託業務

#### (2) 業務の目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。

また、放課後児童健全育成事業をより充実したサービスとして提供し、児童の健康管理や情緒の安定を図るとともに、遊びを通じて自主性、社会性、創造性を高めるため、公募型プロポーザルにより事業者を募集し、業務委託により、民間事業者等の最新の知識と技術、更に豊富な経験に基づく事業運営を行う。

#### (3) 業務の内容

五所川原市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

#### (4) 委託期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

また、契約締結の翌日から令和2年9月30日までの間を開設準備期間とし、開設準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

#### (5) 委託料の上限額

56,253千円を上限とする。

※本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者（以下、「参加事業者」という。）は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 子育て支援事業の運営実績があり、放課後児童健全育成事業に関する業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人）または民間事業者（以下「法人」という。）とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、本市の指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者であること。

(5) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

- (6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同上第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 五所川原市の物品等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。  
※新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に担当部署（福祉部子育て支援課）へ連絡すること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9) 個人情報等の取扱いに係る規定の整備、運用が行われているものであること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

#### 4 募集開始から事業開始までのスケジュール（予定）

- (1) 公募の開始 令和2年4月22日（水）
- (2) プロポーザル参加申請書提出 令和2年4月30日（木）17時まで
- (3) 実施内容等に関する質問受付 令和2年5月12日（火）17時まで
- (4) 質問に対する回答 令和2年5月15日（金）までに市ホームページにて回答
- (5) プロポーザル企画提案書申請受付 令和2年5月20日（水）17時まで
- (6) 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）  
令和2年5月27日（水）
- (7) 審査結果の通知・公表 令和2年6月2日（火）

#### 5 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申請書等を提出すること。

- (1) 提出期日  
令和2年4月30日（木）17時まで
- (2) 提出書類【各7部】
  - ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
  - ② 事業者概要書（様式第2号）
  - ③ 業務経歴書（様式第3号）
  - ④ 業務実施体制（様式第4号）※審査の都合上、事業実績、業務実施体制について、一瞥して作成者が判明しないものを1部加える。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。  
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時までの間に提出すること。
- (4) 提出場所  
〒037-8686 青森県五所川原市宇布屋町41番地1 五所川原市役所1階  
五所川原市福祉部子育て支援課 電話0173-35-2111  
※参加資格を満たさない場合は、失格になった旨を文書で通知します。

## 6 実施内容等に関する質問受付

質問事項がある場合は、質問書（任意様式。題名を「五所川原市放課後児童健全育成事業業務委託に関する質問」とすること。）を提出すること。

- (1) 受付期日  
令和2年5月12日（火）17時まで
- (2) 提出方法  
FAX又は電子メール
- (3) 提出・送信先  
五所川原市福祉部子育て支援課  
FAX 0173-34-1018  
電子メールアドレス [kosodate@city.goshogawara.lg.jp](mailto:kosodate@city.goshogawara.lg.jp)
- (4) 回答方法  
令和2年5月15日（金）までに市ホームページに掲載して行う。

## 7 企画提案書等の提出

参加資格を満たした参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書表紙（様式第5号）
  - ② 企画提案書（任意様式。A4両面で企画提案の目的適合性に則ったもの）  
仕様書に掲げる業務内容を各評価基準に沿った提案をまとめて提出すること
  - ③ 業務工程表（任意様式。A4）
  - ④ 見積書（任意様式。経費の内訳のわかるもの）  
※課税資産の譲渡時期による消費税の取扱いに留意すること。
- (2) 提出部数  
8部  
※審査の都合上、法人名は1部のみに記載し、残り7部は内容等で法人名の判別ができないものとする。
- (3) 提出期限  
令和2年5月20日（水）17時まで
- (4) 提出方法  
「5（3）」に同じ
- (5) 提出場所  
「5（4）」に同じ

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不適当と認められた場合

## 9 審査方法

プロポーザルの審査は次のとおり行い、最優秀提案者を決定し、その者を当契約の受託候補者とする。

### (1) 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

参加者から提出された書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行ったものを当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。

### (2) 開催日及び場所等

① 開催日：令和2年5月27日（水）

② 開催場所：市役所2階 会議室2B・2C

※ 正式な日程場所の詳細については、別途通知する。

### (3) 説明者及び出席者

プレゼンテーションの出席者は1者あたり3名までとする。

### (4) 実施内容

① プレゼンテーションについては、提案説明を20分以内で行うこと。その後、質疑応答（ヒアリングを含む）を20分以内で行うこと。

② 提案説明は、基本的に提出済みの提案関係書をもとに行うこととし、その内容を逸脱しないこととする。

③ 使用が見込まれるスクリーン、プロジェクターは、市が準備する。

④ プレゼンテーション・ヒアリングの際には、公平性を期すため、社名等は伏せることとする。社名等が判明した際には減点とする。

⑤ プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。

### (5) 審査結果の通知

評価結果を電子メールにより参加者全員へ通知する。なお、市ホームページに、得点順上位3者の総得点及び評価項目の大項目別の得点を公開する。

### (6) 審査についての注意事項

① 最高得点の者が複数となった場合は、審査委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。

② 事業実施候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を事業候補者とする。

③ 本事業募集に参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、事業実施候補者を特定することができる。

## 10 契約に係る事項

(1) 採択された提案内容は、受託候補者と市との協議により、契約締結時に修正等が加えられる場合がある。

(2) 受託候補者には、改めて見積書の提出を依頼する。

(3) 受託者は市が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めるものとする。

(4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ市と協議したうえで、業務の一部を第三者へ委託することが効率的、効果的であると認められる

場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

## 11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1件とし、企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。
- (4) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退するときは速やかに参加辞退届（任意様式）を担当窓口へ提出すること。
- (5) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

## 11 評価基準及び配点

プロポーザルの審査は次の評価基準に基づき評価する。

企画提案の評価における配点

評価項目		配点
大項目	詳細	
(1) 業務履行能力・実績 (計60点)	①過去に放課後児童健全育成事業又は類似業務を実施した実績があり、事業を継続して実施できる法人であるか	15点
	②支援員等の人員確保の方策が効果的であるか	15点
	③放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解し、児童に対する保育内容が適切なものであるか	10点
	④管理運営を継続的安定的に行う適正な財政基盤を有しているか	5点
	⑤保護者、学校、市と円滑に連絡できる体制となっているか	5点
	⑥業務の開始に至るまでの引き継ぎ業務等は、実現可能で妥当なものであるか	5点
	⑦情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策は妥当であるか	5点
(2) 提案内容評価 (計70点)	⑧事務所における責任者や統括責任者の配置等、各児童クラブをサポートする組織体制について	15点
	⑨支援員等の処遇は、子どもの安全を守り、良質なサービスを提供するための適切なものとなっているか	15点
	⑩支援員・補助員に対する研修内容は効果的であるか	10点
	⑪各児童クラブの運営内容のサービスの向上・均質化が図られる効果的な体制となっているか	10点
	⑫障害児（特別な支援を要する児童を含む）への支援体制や対応方法について、効果的であるか	10点
	⑬事故や災害発生時の対応は妥当であるか	10点
(3) 地域貢献評価 (計10点)	⑭五所川原市内に事務所を設置するか	5点
	⑮五所川原市近隣住民の積極的な雇用について	5点
(4) 価格評価 (計60点)	⑯障害児（特別な支援を要する児童を含む）に対する支援員等の追加配置の対応にかかる費用について	10点
	⑰見込み以上に児童クラブ数が増加した場合の、児童クラブ増への対応にかかる費用について	20点
	⑱見積金額	30点
合計		200点

※（4）価格評価⑱見積金額は次のとおりとする。

評価点＝30点×（最低見積額／提案者の参考見積額）

この場合の最低見積額とは、全提案者の中で最も低い参考見積額とする。